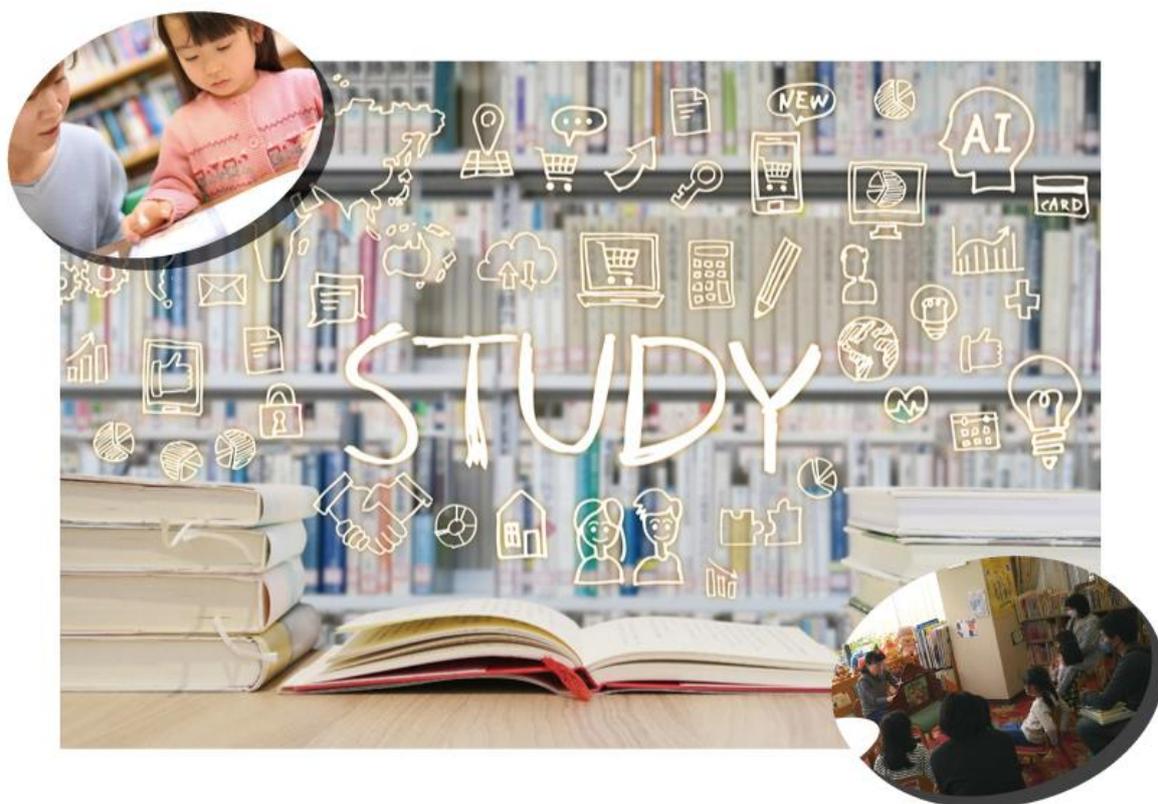


第3次多可町子ども読書活動推進計画



令和3年3月
多可町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	2
1 子ども読書活動の意義	
2 子ども読書活動推進計画改定の趣旨	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
5 財政上の措置	
第2章 多可町の子どもの読書活動の現状	3
第3章 子ども読書活動推進計画の基本方針	7
第4章 子ども読書活動推進のための具体的な活動の推進	8
1 家庭での読書活動の推進	
2 子育てふれあいセンターでの読書活動の推進	
3 こども園・保育所での読書活動の推進	
4 小・中学校での読書活動の推進	
5 児童館での読書活動の推進	
6 図書館での読書活動の推進	
参考資料	
子ども読書活動の推進に関する法律	16

はじめに

読書は知識や情報を得ることができ、また、先哲の教えや人類の英知、営為と出会い、これから身を投じる社会やまだ見ぬ未来など、自分が体験できない世界を想像する力を育てるものです。そのため、子どもにとって読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができません。

このような読書活動の重要性を理解し、子どもの読書活動を推進するために、国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、基本となる方針が示されました。

これらの状況を踏まえ、多可町においては、平成23年に「多可町子ども読書活動推進計画」を策定、平成27年度には「第2次多可町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書に親しむ機会の提供、子どもの読書環境の整備や充実、読書活動に関する理解の普及と啓発、読書活動を推進する関係機関・団体等の連携を基本方針として、すべての子どもが、いつでも、どこでも、自主的に読書活動ができる環境づくりに取り組んできました。

このたび、第2次計画に基づく取組の成果と課題を評価・検証し、令和3年度から7年度における多可町の子どもたちの読書活動の方針を示す「第3次多可町子ども読書活動推進計画」を策定しました。多可町のすべての子どもが様々な環境の中で本と出会い、幅広い知識、豊かな感性や情緒を養うことにより、生涯にわたって自主的に読書をする習慣を身に付けていくことを願っています。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご意見等をいただきました多可町子ども読書活動推進委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に対し、心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

多可町教育長 越川 昌信

第1章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 子ども読書活動の意義

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより豊かに生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

小さな子どもは、自分で本を読むことはできませんが、親が絵本を読むことによって、赤ちゃんの時からも絵本を楽しむことができます。子どもにとって、親のぬくもりや愛情を感じながら絵本を読んでもらうことは大きな喜びであり、読書する楽しさを知ります。絵本を媒体とした、かけがえのない時間の共有は、親子の信頼関係を築き、親子のコミュニケーションを深めます。心豊かな人生を送る上で、乳幼児期からの読書習慣の形成は、極めて大切と考えられます。

子どもは読書をすることによって、広い世界や未知の出来事に出会うことができます。物語の主人公と共に悩み、悲しみ、喜び、そして感動する中で、次第に思いやりの心や命を大切にする心、たくましく生きる力や豊かな人間性が育まれていきます。また読書は、子どもが自ら課題を発見し、考え判断することによって、問題を解決していく主体的な力を培うこともできます。次代を担う子どもたちにとって、読書の果たす役割は、計り知れなく大きいものがあります。

さらに、読書で科学的な知識を得ることもでき、子どもは興味のある本を読むことによって、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的好奇心を培います。一冊の本との出会いは子どもたちに生きる希望を与え、人生を歩んでいく勇気も与えます。

自ら進んで本を読む子どもたちを育てていくことは、子ども自身の将来のために、そしてこれからの社会の発展のためにも欠くことのできない極めて重要なことからです。多可町の未来は、多くの本を読む子どもたちの健やかな成長とともにあります。

2 子ども読書活動推進計画改定の趣旨

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第二条に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と明記されました。そして、第四条に「地方公共団体は、この基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められています。

これを受けて多可町では、平成23年に「多可町子ども読書活動推進計画」を策定、平成28年には「多可町子ども読書活動推進計画（第2次）」に改定を行い、未来を担う子どもたちの読書活動を積極的に推進してきました。

この度、第2次計画の推進の終了にあたり、成果と課題を検証するとともに、その課題をふまえて推進計画を改定し、多可町における子どもの読書活動の一層の推進を図ることとします。

3 計画の期間

計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、毎年目標の達成度を確認し、策定から5年目の令和7年度には、状況を検証する中で見直しを行うこととします。

4 計画の対象

計画の対象は、子ども（本計画では、おおむね18歳以下の者をいう）とします。

5 財政上の措置

計画の具現化に財政上の措置が必要なものについては、交付金や補助金を活用しながら、年度予算に反映し実現を図っていきます。

第2章 多可町の子ども読書活動の現状

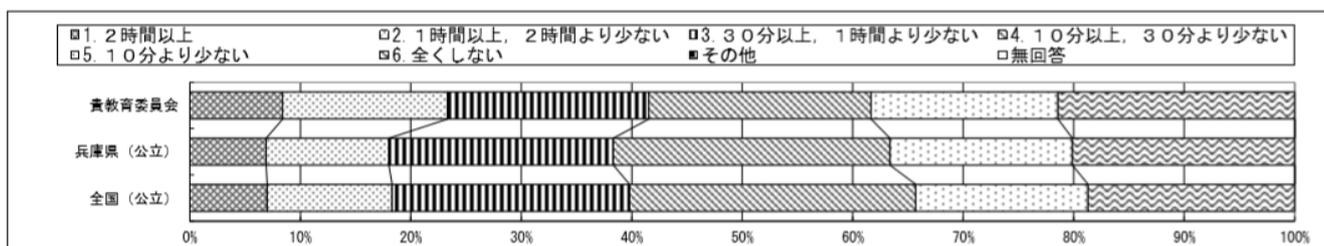
平成27年度と令和元年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙結果から、子どもたちの読書活動の状況を考察しました。

1 家庭や図書館等で、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間読書をしますか。

- ①：2時間以上 ②：1時間以上、2時間より少ない ③：30分以上、1時間より少ない
④：10分以上、30分より少ない ⑤：10分より少ない ⑥：全くしない

(1) 多可町の小学生の読書時間（令和元年度）

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	その他	無回答
多可町小学生	8.4	14.9	18.2	20.1	16.9	21.4	0.0	0.0
兵庫県（公立）	6.9	11.1	20.3	25.0	16.5	20.1	0.0	0.0
全国（公立）	7.0	11.3	21.5	25.9	15.6	18.7	0.0	0.0
全国平均との差	+1.4	+3.6	-3.3	-5.8	+1.3	+2.7	0.0	0.0



小学生については、読書時間が「30分より少ない」層は、「全く読書をしていない」も含めて58.4%で、全国平均の60.2%よりやや少なくなっています。「全く読書をしていない」子どもの層は、21.4%と2.7ポイント高くなっています。

「30分以上読書をする」層は、41.5%と、全国平均より1.7ポイント高くなっています。「1時間以上読書をする」層は、23.3%で、全国平均より5.0ポイント高くなっています。

全国平均と比較すると、30分以上読書をする層で、1時間以上の長時間、読書する習慣のある子どもは、やや多い傾向にあります。

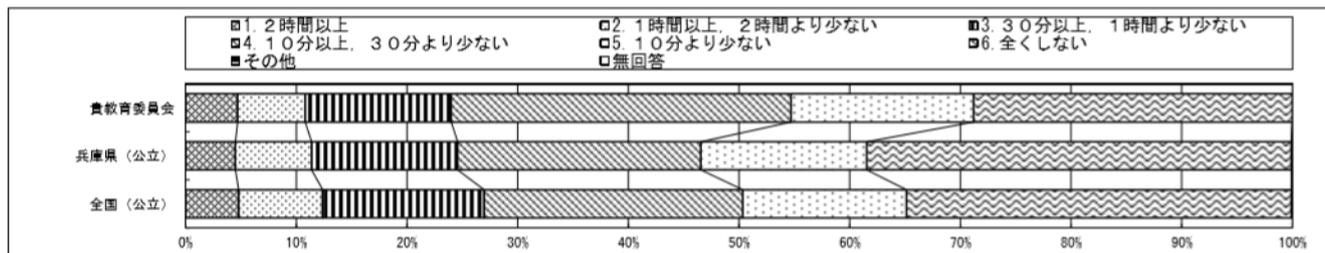
(2) 多可町の小学生の読書時間（平成27年度と令和元年度の比較）

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	その他	無回答
平成27年度	5.1	10.2	24.5	24.5	12.8	23.0	0.0	0.0
令和元年度	8.4	14.9	18.2	20.1	16.9	21.4	0.0	0.0
前回比	+3.3	+4.7	-6.3	-4.4	+4.1	-1.6	0.0	0.0

小学生については、「1時間以上の読書を行っている」層が8.0%増えています。その反面「10分より少ない」など読書時間の少ない層が増加傾向にあります。中間層が減少し、読書時間について、二極化の傾向にあることが伺えます。

(3) 多可町の中学生の読書時間（令和元年度）

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	その他	無回答
多可町中学生	4.7	6.1	13.2	30.7	16.5	28.8	0.0	0.0
兵庫県（公立）	4.5	6.9	13.2	22.0	15.0	38.4	0.0	0.1
全国（公立）	4.8	7.6	14.6	23.4	14.8	34.8	0.0	0.1
全国平均との差	-0.1	-1.5	-1.4	+7.3	+1.7	-6.0	0.0	-0.1



中学生については、読書時間が「30分より少ない」層は、「全く読書をしない」も含めて76.0%で、全国平均の73.0%より3.0ポイント高くなっています。「全く読書をしない」は、28.8%と6ポイント低くなっています。

「30分以上読書をする」層は、24.0%と、全国平均よりも3.0ポイント低くなっています。「1時間以上読書をする」層は、全国平均よりも1.6ポイント少なくなっています。読書をする習慣はあるが、1時間以上の長時間の読書をする習慣がある子どもは少ない傾向にあります。

(4) 多可町の中学生の読書時間（平成27年度と令和元年度の比較）

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	その他	無回答
平成27年度	5.1	10.2	24.5	24.5	12.8	23.0	0.0	0.0
令和元年度	4.7	6.1	13.2	30.7	16.5	28.8	0.0	0.0
前回比	-0.4	-4.1	-11.3	+6.2	+3.7	+5.8	0.0	0.0

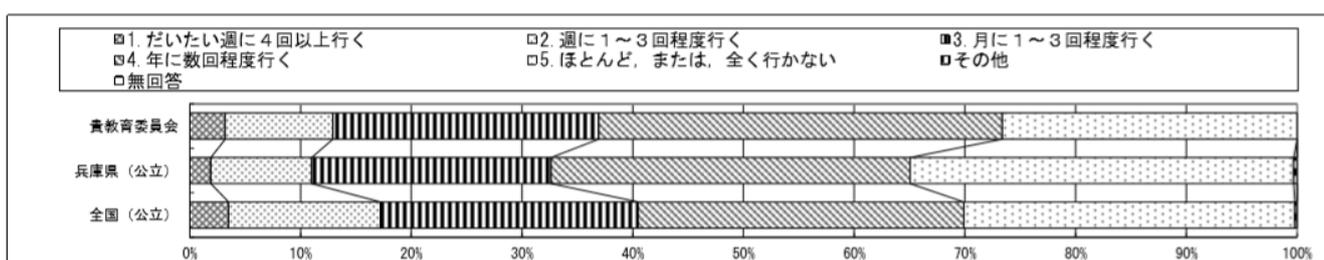
中学生では、「読書時間が30分以上」の層が15.8%減り、「30分未満」の層が15.7%増えています。中学校における朝の読書活動への取組の変化や、スマホ等の普及による読書環境の変化が原因の一つと考えられます。

2 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書室や地域の図書館へどれくらい行きますか。

- ①：だいたい週に4回以上行く ②：週に1～3回行く ③：月に1～3回行く
 ④：年に数回程度行く ⑤：ほとんど、または、全く行かない

(1) 多可町の小学生の学校図書室・地域図書館利用回数（令和元年度）

選択肢	①	②	③	④	⑤	その他	無回答
多可町小学生	3.2	9.7	24.0	36.4	26.6	0.0	0.0
兵庫県（公立）	1.9	9.1	21.6	32.4	34.6	0.0	0.0
全国（公立）	3.5	13.7	23.3	29.4	29.9	0.0	0.0
全国平均との差	-0.3	-4.0	+0.7	+7.0	-3.3	0.0	0.0



小学生については、「週に1回以上図書室や図書館に行く」層は、12.9%となっており、全国平均より4.3ポイント低くなっています。また、「年に数回程度行く」小学生の層が一番多く36.4%となっています。

「ほとんど、または、全く行かない」層は、全国平均よりも3.3ポイント低くなっています。学校図書室や地域の図書館を利用する子どもは県平均より多い傾向にあるものの、全国平均より少なくなっています。

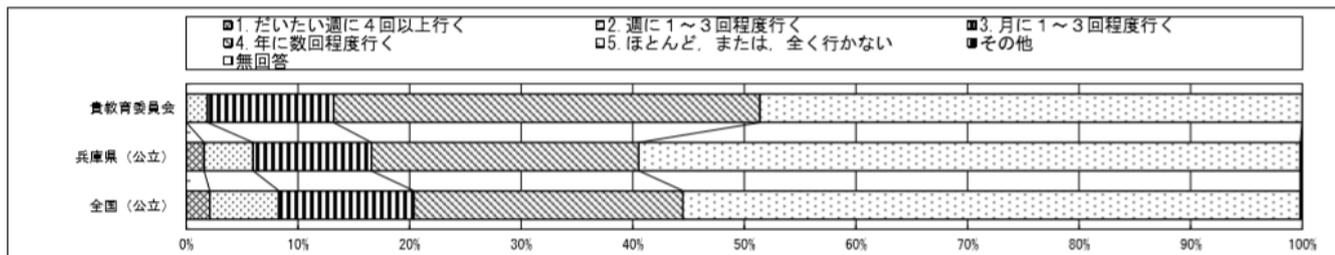
(2) 多可町の小学生の学校図書室・地域図書館利用回数（平成27年度と令和元年度の比較）

選択肢	①	②	③	④	⑤	その他	無回答
平成27年度	0.5	16.8	34.7	27.6	20.4	0.0	0.0
令和元年度	3.2	9.7	24.0	36.4	26.6	0.0	0.0
前回比	+2.7	-7.1	-10.7	+8.8	+6.2	0.0	0.0

「だいたい週に4回以上行く」層が、2.7%増えているものの、「週に1～3回程度行く」、「月に1～3回程度行く」層は減少しています。また、「年に数回程度行く」、「ほとんど、または、全く行かない」の層がともに増加しています。

(3) 多可町の中学生の学校図書室・地域図書館利用回数（令和元年度）

選択肢	①	②	③	④	⑤	その他	無回答
多可町中学生	0.0	1.9	11.3	38.2	48.6	0.0	0.0
兵庫県（公立）	1.6	4.4	10.6	24.0	59.3	0.0	0.0
全国（公立）	2.1	6.2	12.1	24.1	55.3	0.0	0.0
全国平均との差	-2.1	-4.3	-0.8	+14.1	-6.7	0.0	0.0



中学生については、「週に1～3回程度図書室や図書館に行く」層は、1.9%で、全国平均よりも6.4ポイント低くなっています。県と比較しても、この層が薄い傾向が見られます。「年に数回程度行く」層が全国、県よりも層が厚い傾向があります。「ほとんど、または、全く行かない」層は、48.6%とで、全国、県より10ポイント近く低くなっています。「週1回以上行く」層の拡大と「ほとんど、または、全く行かない」層の減少が引き続き課題となっています。

小・中学生で比較すると、「週1回以上図書室や図書館に行く」層は、中学生になると11%低くなり、「月に1回以上行く」層も23.7%低くなっています。また、「ほとんど、または、全く図書館や図書室に行かない」割合は、中学生になると22%増えています。小学校で築いてきた読書習慣をいかに中学校でも引き継ぐかが、今後、子どもの読書活動を推進する上で大きな課題の一つといえます。

(4) 多可町の中学生の学校図書室・地域図書館利用回数（平成27年度と令和元年度の比較）

選択肢	①	②	③	④	⑤	その他	無回答
平成27年度	0.0	0.9	15.7	27.8	54.6	0.0	0.0
令和元年度	0.0	1.9	11.3	38.2	48.6	0.0	0.0
前回比	0.0	+1.0	-4.4	+10.4	-6.0	0.0	0.0

「週に1～3回以上行く」層が1.0%と微増しています。また、「ほとんど行かない」層も6.0%減少しています。その分、中間層である「年に数回程度行く」層が増加している傾向にあります。

第3章 子ども読書活動推進計画の基本方針

すべての子どもが、いつでも、どこでも、自主的に読書活動ができるよう次の4つの基本方針のもとに計画を策定します。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供



すべての子どもたちが、いつでも、どこでも読書に親しむことができるよう、それぞれの子どもの発達段階に応じて、読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

2 子どもの読書環境の整備や充実



子どもたちが自主的に読書を楽しめるように、子どもたちの好きな本を身近にそろえるなど、図書資料や施設設備の整備・充実を行います。また、読書活動への興味関心を高める役割を担う人材への研修を充実します。

3 子どもの読書活動に関する理解の普及と啓発



子どもの読書活動の意義や重要性について、広く理解と関心を深めていけるよう、情報提供や広報・啓発活動を展開します。

4 子どもの読書活動を推進する関係機関・団体等の連携



学校・家庭・地域・図書館・行政がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して読書活動を推進します。

目標設定

本計画の目指すべき目標は、先に掲げた基本方針の達成状況を計るものとするため、「読書をする児童生徒の割合」と定める。

○読書をする児童生徒の割合

項 目		現状値 R1年度	目標値
家庭や図書館等で、普段（月～金曜日）、1日 当たり30分以上読書をする児童生徒の割合	小学校	41.5%	45%
	中学校	24.0%	27%

第4章 子ども読書活動推進のための具体的な活動の推進

1 家庭での読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもが読書習慣を形成していく上で、最も影響力を持つのが家庭です。家庭は、子どもにとって安らぎの場であり憩いの場です。赤ちゃんや小さな子どもは、自分で本を読むことができなくても、大好きな父母や家族に絵本を読んでもらったり話しかけてもらったりすることにより、幸せな時間を築き、本を読む楽しさを知ります。また、家族で一緒に本を読んだり、感動した本や楽しかった本の感想を述べあったりするなどの読書活動は、子どもが読書に親しみ、本と出会うきっかけを作ります。さらに、親子の絆を深め、親子のコミュニケーションを円滑にします。家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、家庭での読書活動が、日常的に継続して行われることにより、子どもの読書習慣は自然と身に付いていきます。家庭は、子どもの読書活動の入り口となります。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 家庭における読書活動の意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 園や子育てふれあいセンターからの便りを通じ、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（～5月12日）、読書週間（10月27日～11月9日）について、啓発を図る。 教育委員会や各学校園PTAなどが呼びかけて「ノーマディアデー」や「子ども読書の日」に合わせ、23日を含む1週間（月～日曜日）を読書ウィークとし、1週間に60分以上は「親子読書」「家庭読書」の実践に向けたPR活動を実施する。 	実施	継続
 子どもの読書環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会や各学校園が、家庭や地域に呼びかけて、図書ボランティア活動の活性化を図る。また、活動場所や活動に必要な物品を提供する等、ボランティアが十分な活動を行える環境を整える。 	—	実施
 子どもが本にふれあえる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート事業として、住民課で出生届け時に絵本と赤ちゃんへのおすすめ絵本の冊子をプレゼントする。 	実施	継続

2 子育てふれあいセンターでの読書活動の推進

(1) 子育てふれあいセンターの役割

赤ちゃんの体の発達に母乳やミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心を育むためには、抱っこして話しかけてあげることが大事だと言われています。親の肌のぬくもりと愛情を感じながら、やさしく話しかけてもらう時間を持つことが、赤ちゃんの発育に不可欠な栄養素となります。赤ちゃんは絵本を自分で読むことができませんが、親が読んであげることにより絵本を楽しむことができます。0歳児から絵本を媒体とした親子の触れ合いの時間を習慣として持つことは、子どもの情緒面、言語面、思考能力等の発達に大きく関与することが明らかになっています。そのためには、親の心の安定が必要不可欠であり、親同士が、仲間づくりをしながら子育てに関する学びや情報交換をするための場が必要です。子育てふれあいセンターは、保護者が絵本を通じて赤ちゃんに、楽しい時間を分かち合えるように赤ちゃんに絵本との出会いや、親同士の出会いのきっかけとしての場を提供し、子どもの健やかな成長と発達を支援しています。また、子育てをスタートさせる時期の保護者に対して、読み聞かせの大切さなどを直接伝える機会と場を提供しています。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 家庭における読書活動の意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」「読書週間」をセンターだより等に掲載し、啓発する。 「えほんのへや」の環境を整え、貸出し利用を促す。 	実施	継続
		実施	継続
 子どもが本にふれあえる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 「あそびの部屋」にも絵本を置き、気軽に絵本を手にとりやすい環境をつくり、親子で楽しめる場を提供する。 活動の中に絵本や紙芝居の読み聞かせを取り入れ、楽しみながら、おはなしや絵本に親しむ機会を提供する。 自主サークル「おとはなサークル」の協力により、おはなしに興味を持つ機会を提供する。 	実施	拡充
		実施	継続
		実施	継続
 図書館との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「読み聞かせ講座」等を、読書週間に向けて年1回程度開催し、絵本の魅力や重要性を伝える機会とする。 活動の中で、年1回程度多可町図書館を訪問し、利用を促す。 多可町図書館の団体貸出サービス等を活用する。 	実施	継続
		実施	継続
		—	実施
 職員の研修を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等の研修会に積極的に参加する。 	未実施	実施

3 こども園・保育所での読書活動の推進

(1) こども園・保育所の役割

乳幼児にとって、家庭と同様に長い時間を過ごす場所が、こども園・保育所です。保護者が忙しい家庭であっても、こども園・保育所で、日常的に絵本や紙芝居などの読み聞かせを行うことで、全ての乳幼児が平等に絵本等の楽しさを体験できる最適な場所です。

幼児期に読書の楽しさと出会うために、こども園・保育所においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および保育所保育指針に示されているように、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」「絵本や童話などを読み聞かせてもらい、イメージを広げる」ことができる機会を積極的に創り出していくことが求められます。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 子どもが本にふれあえる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> • 毎日、読み聞かせを行う。 • 年齢や種類別に図書コーナーの整備を図る。 • 多可町図書館や子育てふれあいセンター等関係機関と連携を図り、おはなしにふれる機会を積極的に持つ。 	実施 実施 実施	継続 継続 継続
 家庭における読書活動の意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> • 絵本の貸し出し等、家庭でも絵本に親しむ機会を多くつくる。 • 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」「読書週間」を園だより等に掲載し、啓発を行う。 • 園だより等を利用して、保護者や園からのおすすめや人気のある絵本を紹介する。 • 多可町図書館での子ども向け行事を紹介する。 	実施 実施 実施 実施	継続 継続 継続 継続
 図書館との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> • 園児の多可町図書館訪問を積極的に実施する。 • 多可町図書館の団体貸出サービスを積極的に活用する。 	実施 実施	継続 拡充
 教諭、保育士の研修を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> • 読み聞かせ等の研修会に積極的に参加する。 	実施	拡充

4 小・中学校での読書活動の推進

(1) 小・中学校の役割

小・中学校においては、国語などの各教科や総合的な学習の時間等を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。学習指導要領においては、小・中学校国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度の育成」や「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度の育成」などを目標としています。また、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開し、主体的・意欲的な読書活動や学習活動を充実するために、「学校図書室を計画的に利用しその機能の活用を図る」として

います。
学校図書室は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらに豊かな感性や心を育む「読書センター」としての機能と児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」として機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されます。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 学校図書室を計画的に利用し、その機能の活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書室の利用指導を実施する。 「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に向けて、本やインターネットを活用した調べ学習を積極的に実施する。 	実施 実施	継続 拡充
 読書に対する意欲を向上させ、読書習慣を身に付ける。	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（～5月12日）、読書週間（10月27日～11月9日）に、図書館の使い方や読み聞かせ会等、読書関連行事を実施する。 「読書貯金」や「一斉読書」、「ブックトーク」や「ビブリオトーク」等、発達段階に応じて、積極的に読書に親しむ機会を持ち、読書の記録を付ける。 委員会活動や専門部活動等により、主体的に読書に関心を持つ活動を実施する。 	実施 実施	継続 継続
 図書館との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 多可町図書館の見学をする。 多可町図書館で職場体験をする。 多可町図書館の団体貸出サービス等を積極的に活用する。 	実施 実施 実施	継続 継続 拡充
 図書環境の整備充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書室や教室、オープンスペース等の校内諸環境の充実を図る。 計画的な図書資料構築のための図書費を予算化する。 新刊、推薦図書コーナーを設置する。 パソコンやタブレット等が負荷なく使用でき、インターネットを通じた調べ学習ができる環境を整える。 	実施 実施 実施 未実施	拡充 継続 継続 実施

 <p>学校図書館の情報化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 蔵書のデータベース化を進める。 	実施	継続
  <p>学校図書館のための人的配置と教職員等の研修を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 司書教諭の配置を進めるとともに、ボランティアの活用を進める。 多可町図書館の協力で、読み聞かせや選書等の研修を実施する。 	実施	継続
		実施	継続

5 児童館での読書活動の推進

(1) 児童館における読書活動の役割

児童館は、児童の健全な遊び等を通して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童館の図書室には、絵本や児童図書、紙芝居が備えられており、地域の中で子どもたちが身近に読書を楽しめる場になっています。

児童館では、来館する子どもたちに読書を勧める機会づくりが求められています。

また、児童館事業のプログラムに絵本や紙芝居などのおはなし会を取り入れたり、児童館だより等を活用して地域に伝わる昔話などを紹介したりして、本や読書に興味・関心を育む支援が求められています。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 子どもが本にふれあえる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業のプログラムに絵本や紙芝居等のおはなし会を取り入れる。 	実施	継続
 本に触れ、読書に関心を持つように環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> かえっこバザールを活用し、多様な本に触れる機会を持たせるとともに、家庭に眠る活用可能な本の回収と活用を進める。 児童が自宅でも図書室の本が読めるように、図書の貸し出しを行う。 	実施	継続
 図書館との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 児童館に集う子どもの読書ニーズにこたえるために、多可町図書館の団体貸出サービス等を活用して図書室の蔵書の更新を図る。 	実施	拡充
 子どもの読書への関心意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 読書に関心を持たせるためのポスターや掲示物などの工夫をする。 児童館だより等を活用して地域に伝わる伝説や昔話等を紹介し、本や読書に興味を引くように支援する。 「こどもの読書週間」や「読書週間」に集中して読書の楽しさ、面白さ、大切さを啓発する。 	実施	継続
		実施	拡充

6 図書館での読書活動の推進

(1) 図書館の役割

図書館は、子どもにとって、日常生活の中で、自分が読みたい本を豊富な図書の中から自由に手にとって読書を楽しんだり、調べたり、学習できる場所です。保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談することのできる場所です。図書館では、子どもや保護者を対象に、読み聞かせやおはなし会の実施、子どもに薦める本の展示や推薦図書リストの作成、図書館だよりの発行、ホームページでの情報発信、各種講演会・講座の開催など多様な活動が展開されており、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。また、子どもの読書活動を推進するサークルやボランティアに対して、活動場所の提供や必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等の支援を行う役割も担っています。図書館は、地域における子どもの読書活動を推進するうえで、中心的な役割を果たすことが求められています。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 0歳児から絵本を通じて親子のふれあう環境をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート事業として、住民課で、出生届け時に絵本と赤ちゃんへのおすすめ絵本の冊子をプレゼントする。(再掲) 	実施	継続
 子どもと本との出会いの機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 健診時に幼児向け絵本の会を健康課と連携して実施する。 定期的な児童向けのおはなし会を開催する。 読書スタンプラリーを開催する。 	未実施	実施
 学校園等との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学校園に新着案内を配布する。 学校園で、おはなし会を開催する。 学校園や児童館、子育てふれあいセンター等への団体貸出を促進する。 	実施 実施 実施	継続 継続 拡充
 年齢に応じた読書活動の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に年齢層に応じたおすすめ本を紹介する。 中高生向けの図書を充実させる。 	実施	継続
 読書活動のさらなる推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「こどもの読書週間」に特化して、おすすめ本を紹介したり、特別おはなし会を開催する。 	実施	継続
 子どもの読書環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> 要請があれば児童館や学校園以外でもおはなし会を開催する。 障害のある子どもたちが読書に親しめるよう図書の整備等に努める。 	実施	継続

	<ul style="list-style-type: none"> • 乳幼児が親子で気兼ねなく図書館を利用できるよう環境整備を図る。 	実施	継続
 図書館の情報化を進める。	<ul style="list-style-type: none"> • 図書館のIT化、ネットワーク化を進める。 	実施	継続
 読書ボランティアを育成する。	<ul style="list-style-type: none"> • 読み聞かせ、ストーリーテリング等のボランティアを養成するための講座を開催する。 • ボランティア活動の場を提供する。 • ボランティア研修の場を提供する。 	実施 実施 実施	継続 継続 継続
 職員の資質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> • 県立図書館等の研修会へ積極的に参加する。 	実施	継続

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

多可町子ども読書活動推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属・職 名
学校園長代表	秋山 ますみ	キッズランドやちよ所長
	神崎 進吾	中町南小学校長
	長澤 高意	加美中学校長
小・中学校教職員代表	古家 さやか	中町北小学校教諭
	桂 麻未	八千代中学校教諭
子育てふれあいセンター代表	岡本 美紀	多可町子育てふれあいセンター 子育て支援専門員
児童館代表	大上 和徳	中児童館館長
図書館代表	木俣 幸雄	多可町図書館館長
	依藤 啓子	多可町図書館司書
学校教育課代表	藤本 志織	多可町教育委員会学校教育課長
こども未来課代表	杉原 光平	多可町教育委員会こども未来課 社会教育主事